



茨城県内初

常陽銀行と茨城労働局が

「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しました！

平成 30 年 1 月 24 日



協定書に署名する西井局長と寺門取締役頭取



茨城労働局 西井局長 常陽銀行 寺門取締役頭取

茨城労働局(局長 ^{にし い ひろ き} 西井 裕樹)は、株式会社常陽銀行(取締役頭取 ^{てらかど かずよし} 寺門 一義氏)と、より緊密に連携して茨城県内の働き方改革を推進するため、平成 30 年 1 月 24 日(水)、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しました。

今後、茨城労働局では、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、長時間労働の是正、女性・若者・障がい者・高齢者の活躍推進、労働生産性の向上など働き方改革の諸問題に取り組むため、地域の中小企業等と密接に関わっている常陽銀行と連携・協力して、中小企業等における働き方改革や労働生産性の向上に向けた取組を推進するため施策を行ってまいります。

株式会社常陽銀行と茨城労働局間の包括連携に関する協定書(抜粋)

株式会社常陽銀行(以下「甲」という。)と茨城労働局(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることで茨城県内の「働き方改革」を推進するため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、茨城県内の「働き方改革」を推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- (1) 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- (2) 労働生産性の向上に関すること。
- (3) 助成金を含めた乙の施策のPRに関すること。
- (4) その他本協定の目的に沿うこと。